

第6編 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得  
又は処分に関する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和 39 年 3 月 30 日

条例第 13 号

改正 平成18年 3 月31日 条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関してはこの条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約等の準用)

第 2 条 議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分、不動産又は動産の買入れ又は売払については、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）を準用する。

附 則

- 1 この条例は、昭和39年 4 月 1 日から施行する。
- 2 組合財産及び営造物条例（昭和38年条例第 5 号）組合契約条例（昭和38年条例第 6 号）及び組合工事の契約に関する条例（昭和38年条例第 7 号）は、この条例施行日から廃止する。

附 則（平成18年 3 月31日条例第 8 号抄）

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。